

第4部 都市計画マスタープランの実現に向けて

第1章 都市計画マスタープランの実現に向けた取組

都市計画マスタープランを本市における将来のまちづくりの方針として意義あるものとしていくためには、今後、市民・事業者・行政が協働・協調して、まちづくりを推進していく必要があります。

このため、都市計画マスタープランの実現に向けては、次のような取組を行います。

積極的な対話によるまちづくりの推進

まちづくりは、市民・事業者・行政がそれぞれの意向を別々に検討して実現されるものではありません。

このため、市民・事業者・行政が共通の目的を目指し、積極的な対話により実効性を高め、まちづくりを円滑に進めていくこととします。

まちづくりへの積極的な市民参加の促進

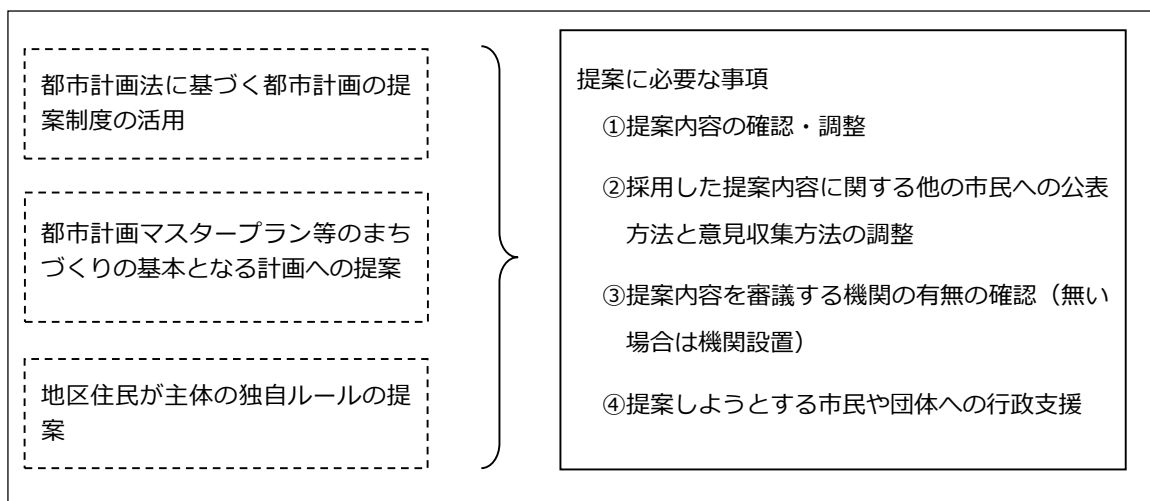
本市では、これまでから市民が積極的にまちづくりに参加してきました。

このような市民意識を背景として、協働によるまちづくりを更に進めるため、平成23年4月に長浜市市民自治基本条例を施行、平成24年6月には長浜市市民協働推進計画を策定しました。

今後、この条例と計画に基づき、市民が積極的にまちづくりに参加するためのより良いシステムを構築し、協働によるまちづくりを進めます。

また、都市計画法に基づく提案制度等も活用することで、まちづくりに対する市民の積極的な参加を促します。

図 市民提案型まちづくりシステムのスキーム



■ 都市計画マスタープランの更新等

都市計画マスタープランの全体構想については、行政区域の大幅な変更や人口の状況や産業の動向といった社会経済情勢に応じ、定期的な見直しが必要です。

また、地域別構想については、今後期待される市民や事業者の積極的な参加により、各生活圏の中の地区（場合によっては自治会単位）でのまちづくりが進行していくことで、地域の情勢が日々変化していくことが考えられます。その変化にあわせ更新を行っていくことにより、地域別構想を介し、都市計画マスタープラン全体と実際のまちづくりとの関連をチェックすることが可能となります。

このため、全体構想は都市全体のまちづくりの方向性を示すものとし、社会経済情勢の変化や目標年次への到達による見直しを基本とします。一方、地域別構想は都市計画マスタープランの実現に向けたチェック機能を果たすものと位置付け、更新の都度、地域におけるまちづくりの活動状況を多くの地域住民へアピールするとともに、他地域の市民に対するまちづくりへの活力や参加意欲の刺激につながるような計画としていくものとします。

■ 都市計画マスタープランの更新体制

① 市内組織体制による進捗管理

本市は、都市計画区域の内と外、区域区分の違いを抱えながら、まちづくりを進めていく必要があります。

このため、実際のまちづくりを推進させていくためには、都市計画分野だけでなく様々な部署と連携し総合的に展開する必要があり、定期的な進捗確認を実施するなど効率的な運営に努めていくものとします。

② 関係機関との調整・連携

都市計画マスタープランに示したまちづくりを実現していくためには、市民や事業者の参加は当然のこと、公共事業や土地利用の誘導、都市施設の整備等で、隣接する都市との調整等も想定されることから、国や県、周辺市町その他関係機関との調整が必要となります。

このため、今後とも滋賀県や隣接市町等をはじめとした関係機関との連携を強化していくものとします。

③ 統合型地理情報システムの運用

市民と協働でまちづくりを進めていくためには、まず自分たちがどのような地域に暮らしているのかという「①市民理解の促進」と、手に入れようとしたときにどれだけ容易に情報を手に入れられるかという「②利便性の向上」が重要となります。このため、正確な地図や都市計画情報を容易に把握できる地理情報システムを適正に運用するとともに、市民が必要とする情報を提供できるよう公開情報の充実に努めます。

参 考 資 料

参考資料

1 改定の経緯

年月日	会議名称等	内 容
平成 27 年 10 月 28 日	第 1 回改定委員会	● 改定方針について ● 長浜市の現状と課題について ● 改定スケジュールについて
平成 27 年 12 月 7 日 ～ 12 月 22 日	市民意見交換会	● 自治会長等を対象とした意見交換 12 月 1 日：南郷里・北郷里地域 12 月 7 日：木之本地域（都計区域内） 12 月 8 日：びわ地域 12 月 10 日：高月地域 12 月 11 日：木之本・余呉・西浅井地域 （都計区域外） 12 月 14 日：湖北地域 12 月 15 日：六荘・西黒田・神田地域 12 月 16 日：神照地域 12 月 17 日：浅井地域 12 月 18 日：長浜地域（第 1～9 連合） 12 月 21 日：虎姫地域 【参加者合計 162 人】
平成 28 年 2 月 5 日	第 2 回改定委員会	● 長浜市の将来像について ● 土地利用の方針について ● 地域別構想について
平成 28 年 2 月 19 日	長浜市都市計画審議会	● 長浜市都市計画マスタープランの改定について
平成 28 年 4 月 12 日	第 3 回改定委員会	● 長浜市都市計画マスタープラン素案（案）について ● 長浜市の目指す都市像（将来像）について
平成 28 年 4 月 26 日	長浜市都市計画審議会	● 長浜市都市計画マスタープランの改定について
平成 28 年 5 月 9 日 ～	市民説明会	● 市民を対象に長浜市都市計画マスタープラン素案を説明 5 月 9 日：公立木之本公民館

年月日	会議名称等	内 容
5 月 19 日		5 月 11 日：びわ公民館 5 月 13 日：長浜市役所湖北支所 5 月 17 日：長浜市役所本庁舎 5 月 19 日：虎姫公民館 【参加者合計 47 人】
平成 28 年 6 月 13 日 ～ 7 月 13 日	パブリックコメント	● 都市計画課、市政情報コーナー（本庁舎東館 1 階）、北部振興局・各支所、市ホームページで意見募集
平成 28 年 8 月 5 日	第 4 回改定委員会	● 長浜市都市計画マスタープラン案について ● 長浜市の目指す都市像（将来像）について ● 長浜市都市計画マスタープラン資料編について
平成 28 年 9 月 1 日	都市計画審議会	● 長浜市都市計画マスタープランの改定等について
平成 28 年 11 月 1 日	第 5 回改定委員会	● 長浜市都市計画マスタープラン最終案について

2 長浜市都市計画マスタープラン改定委員会名簿

役職	氏 名	所属	備考
委員長	及川 清昭	立命館大学理工学部 建築都市デザイン学科 教授	1号委員 (学識経験を有する者)
副委員長	小浦 久子	神戸芸術工科大学芸術工学部 環境デザイン学科 教授	1号委員 (学識経験を有する者)
委員	土山 希美枝	龍谷大学 政策学部政策学科 教授	1号委員 (学識経験を有する者)
委員	轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部環境 建築デザイン学科 准教授	1号委員 (学識経験を有する者)
委員	饗場 善秀	東浅井商工会 副会長	2号委員 (関係団体の推薦を受けた者)
委員	今村 潤	長浜青年会議所 理事長	2号委員 (関係団体の推薦を受けた者)
委員	鹿城 律人	長浜北商工会 副会長	2号委員 (関係団体の推薦を受けた者)
委員	高橋 賢一	レーク伊吹農業協同組合 代表理事理事長	2号委員 (関係団体の推薦を受けた者)
委員	田邊 太美雄	社会福祉法人長浜市社会福祉 協議会 副会長	2号委員 (関係団体の推薦を受けた者)
委員	塚田 益司	長浜商工会議所 副会頭	2号委員 (関係団体の推薦を受けた者)
委員	西邑 茂	びわ商工会 副会長	2号委員 (関係団体の推薦を受けた者)
委員	橋本 治太郎	北びわこ農業協同組合 代表理事理事長	2号委員 (関係団体の推薦を受けた者)
委員	冬木 克彦	(公社)滋賀県宅地建物取引業 協会 副会長	2号委員 (関係団体の推薦を受けた者)
委員	今井 崇	長浜土木事務所 次長兼管理調整課長	3号委員 (その他市長が必要と認める者)
	速水 茂喜		
委員	川村 美津子	NPO法人 つどい 理事長	3号委員 (その他市長が必要と認める者)

※ 委員の交代があった場合、氏名欄の上段は前任、下段は後任の委員を示す。

※ 委員の所属については、委員就任当時のものとする。

用語の解説

あ行

雨水幹線、雨水渠 雨水を下流へ流すとともに、雨水の貯留、流出を抑制する施設のこと。

NPO Non Profit Organization の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
平成 10 年 12 月に特定非営利活動促進法が施行されている。

オープンスペース 一般的に、敷地内の空地又は公園、広場、河川、農地等の建物によって覆われていない土地のことをいう。

か行

街区公園 主として街区内に居住する市民が利用することを目的としたもので、誘致距離 250m を利用者の対象範囲とし、面積 0.25ha を標準的な規模として配置する公園のこと。

河川整備計画 河川法による河川整備基本方針に基づき、長期的な河川整備の目標及びその内容を定める計画のこと。
滋賀県では、7 つの圏域に分け、圏域ごとに計画が策定されている。

過疎地域自立促進特別措置法 平成 12 年に施行された法律で、人口の著しい減少に伴い活力が低下した過疎地域の自立を支援することにより、自然環境に恵まれた生活空間や地域特有の産業・文化を生かし、自立した社会の構築促進を目的としている。

企業立地促進法（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律） 平成 19 年に施行された法律で、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自律的發展の基盤の強化を図ることを目的としている。
この法に基づく基本計画として地域産業活性化計画があり、この計画に基づいた立地をする企業は、支援措置を受けることができる。

既存ストック これまでに整備されてきた都市基盤施設や公共施設、建築物等のこと。

狭あい道路 幅員 4 m 未満の道路で、建築基準法第 42 条第 2 項・第 3 項の指定を受けた道路（2 項道路・3 項道路）や、未指定の通路のこと。

協働 市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。

近隣景観形成協定	滋賀県風景条例に基づき、自治会や町内会等において、建物の形や色彩の調和、緑化等景観形成に関する事項について、県と取り決め（協定）を結び、相互に協力して美しい住みよいまちづくりを進めていく制度のこと。
近隣公園	主として近隣に居住する市民が利用することを目的としたもので、誘致距離 500m を利用者の対象範囲とし、面積 2ha を標準的な規模として配置する公園のこと。
区域区分	都市計画法第7条第1項で、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）を定めることができるとされ、区域区分を行うことを一般的に線引きという。
景観計画	景観法に基づく景観行政団体に指定された地方自治体が、良好な景観形成のために必要な行為の制限の基準等を定めたもの。 本市の場合、平成20年1月に景観行政団体となり、同年3月に長浜市景観条例を施行し、「長浜市景観まちづくり計画」を策定している。
景観計画区域	景観法に基づく景観計画が適用される区域で、本市の場合、市全域が対象区域となっている。 景観計画区域では、建物の新築や改築等の際、要件に該当するときは、景観行政団体（本市域の場合は長浜市）への届出が必要で、景観形成基準を満たしていない場合、景観行政団体は勧告や変更命令を出すことができる。
景観形成重点区域	貴重な景観資源として、良好な景観の形成が特に必要とされ、地域の特性を生かした景観まちづくりを促進する必要がある区域を指定するもの。 本市では、広域的に景観づくりを進める必要がある区域を「広域景観形成重点区域」として、一定のコミュニティが形成されている地域内において景観づくりを進める区域を「特定景観形成重点区域」として、10区域を指定している。
景観重要建造物	景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化等からみて、その外観が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観形成に重要なものとして景観行政団体の長が指定した建造物のこと。
建築物の耐震改修の促進に関する法律	地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、

もって公共の福祉の確保に資することを目的として、平成7年に制定された法律。学校や病院、百貨店等の多数の者が利用する建築物（特定建築物）の所有者に対する耐震診断、耐震改修の努力義務、耐震改修の計画の認定、支援措置等が定められている。

建ぺい率 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。都市計画で用途地域ごとに制限が定められている。

豪雪地帯 豪雪地帯対策特別措置法に基づいて、「積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域」として国が指定した地域のこと。
さらに、豪雪地帯のうち積雪の度が特に高く、影響が大きい地域を「特別豪雪地帯」として国が指定する。

高度地区 用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区のこと。

国土利用計画 自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的に定められた計画のこと。
本市では、都市計画マスタープランの上位計画として長浜市国土利用計画を平成25年3月に策定している。

コミュニティ 本計画においては、同一地域内に居住する人々が、自主性と責任に基づき生活のあらゆる分野にわたって共同する地域社会をいう。

さ行

砂防事業 砂防法に基づき、流域の荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とした事業のこと。

山村振興法 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村の経済力の培養と住民の福祉の向上等を図ることが必要として、昭和45年に制定された法律。

市街化区域・市街化調整区域 市街化区域は、都市計画区域内で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。
一方、市街化調整区域は、都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域をいう。

滋賀県風景条例	昭和 59 年 7 月に、美しいふるさと滋賀の風景を守り育てることを目的として制定された「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」のことを指す。
重要文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。 本市では、奥琵琶湖、葛籠尾（つづらお）崎の西側に広がる長浜市西浅井町菅浦の湖岸集落景観が、平成 26 年 10 月 6 日に選定されている。
水源かん養	大雨が降った時の急激な増水を抑える（洪水緩和）、雨が降らなくても水流が途絶えないようにする（水資源貯留）といった水源山地から河川に流れ出る水量や時期を調整する機能をいう。 より広い意味では、水質浄化という意味でも用いられる。
ストック型社会	価値あるよいものを造って大切に長く使う社会、ひいては、世代を越えて、資産の蓄積や資源の蓄積を続ける社会のこと。 フロー型社会との比較に用いられる。
スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジで、通行可能な車両を ETC 搭載車に限定しているインターチェンジのこと。
生活環境保全林	森林空間を森林浴などのレクリエーションの場として広く活用するために、治山事業の一環として、森林の改良や植樹、歩道整備などを行う森林のこと。
生産緑地地区	市街化区域内にある農地等が持っている農業生産活動等に裏付けられた緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全して、良好な都市環境の形成を図るため指定される地区。
生態系	ある空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的環境（無機物）が相互に関係しあうことで、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。
総合公園	主として1つの市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的としたもので、1つの市町村の区域を対象範囲とし、おおむね面積 10～50ha を標準的な規模として配置する公園のこと。

た行	
大規模集客施設	床面積 1 万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等のこと。
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息環境や多様な河川景観を保全・創出するための河川管理を行うことをいう。
小さな拠点	小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所などの生活サービスや地域活動を歩いて動ける範囲でつなぎ、各集落とコミュニティバスなどで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていくような新しい集落地域の再生を目指す取組のこと。
地域地区	都市計画法第 8 条に規定されている土地の区分で、用途地域、特定用途制限地域、高度地区などの種類がある。
地区計画	地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区の目標・将来像や公共施設の整備、建築物に関する事項等を定める制度、又はその計画のこと。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する市民が利用することを目的としたもので、誘致距離 2km を利用者の対象範囲とし、面積 4 ha を標準的な規模として配置する公園のこと。
治山事業	森林の維持造成を通じて森林の公益的機能を多面的かつ高度に発揮させることにより、山地で発生する災害から住民の生命・財産を保全するだけでなく、水源のかん養、生活環境の保全・形成等も図る事業のこと。
中心市街地活性化基本計画	中心市街地の活性化に関する法律に基づき、市町村が地域住民、関連事業者等の様々な主体の参加・協力を得て、自主的・自立的な取組を内容とする中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画として作成するもの。
超高齢社会	高齢化率（65 歳以上の人が総人口に占める割合）が 21%を超えた状態を一般的に「超高齢社会」と呼ぶ。
定住自立圏	地方圏において、三大都市圏と並ぶ人口定住の受け皿として形成される圏域のこと。 定住自立圏の形成にあたっては、医療や買い物など住民生活に必要な機能について一定の集積があり、周辺の市町村の住民もその機能を活用しているような都市が「中心市」となり、圏域

	全体において中心的な役割を担うことを想定している。 広域合併を行った合併市においては、1市で定住自立圏を形成することもでき、本市は1市で定住自立圏を形成している。
低・未利用地	既成市街地内の更地、駐車場、遊休化した工場・倉庫等、商店街の空き店舗、住宅地内の空き家等、有効に利用されていない土地のこと。
デマンドタクシー、デマンドバス	交通需要が少ない地域や地形的条件から基幹的なバス路線の確保が困難な地域において、集落と基幹的なバス路線とを結ぶ乗り合いタクシーや小型のバス等のこと。
統合型地理情報システム (Geographic Information System : GIS)	コンピュータ上で様々な地理空間情報を重ね合わせて表示するためのシステムのことで、位置に関する様々な情報を持ったデータの加工・管理や、地図の作成や高度な分析等を行うシステム技術の総称。
特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定めた地域のこと。
特別用途地区	用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区。
都市機能	都市が持つ機能で、例えば電気、水道、交通等のインフラ、行政機能、商業、教育、観光の場としての機能などを含む。 都市機能のうち、日常生活圏域を超えた広域圏を対象としたものを特に高次都市機能という。
都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、都道府県により指定される都市計画を定める範囲のこと。
都市計画決定	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画（都市計画）を一定の手続きにより決定すること。 都市計画の決定権者は、原則、都道府県又は市町村である。
都市計画公園	都市計画決定された公園のこと。規模や内容によって7種類（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園）に分かれ、それぞれが都市計画によって適切に配置されている。

都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地のこと。公園がもつ機能によって、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園など）、国定公園、緩衝緑地等（特殊公園など）の種類がある。
都市再生特別措置法	平成 14 年に施行された法律で、急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を目的としている。 平成 26 年の改正では、コンパクトなまちづくりに取り組むための立地適正化計画が制度化されている。
都市施設	道路、公園、緑地、下水道等、都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形づくる施設で、都市計画に定めることができるもののこと。 特に、都市計画で定められた都市施設を都市計画施設（都市計画道路、都市計画緑地など）という。
土砂災害危険区域	土砂災害防止法に基づいて、土砂災害のおそれのある区域として滋賀県が指定している土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のこと。
都市緑地	都市にある樹林地・草地・水辺などの緑地の総称。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。減歩と換地の制度により、公園、街路等の公共施設用地を生み出すところに特色がある。
な行	
二地域居住	都市住民が年間で 1 か月以上の中長期、あるいは定期的・反復的に、農山漁村等の同一地域に滞在すること。
農業基盤整備	水田に必要な農業用水を確保するためのダムや堰の建設、営農条件を改善するための水田、畑の整備、農産物等を運搬するための農業用道路の整備、農村の環境整備等の事業の総称。
農業振興地域	今後、相当期間（おおむね 10 年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域として、都道府県知事が指定した地域のこと。
農村地域工業等導入地区	農地と産業用地の利用調整を図りながら、農村地域への産業の導入を計画的に促進することにより、公害の発生を未然に防止する措置を講じ、土地の有効利用を図ることを目的とした農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（旧農村地域工業等

	導入促進法)に基づく実施計画に定められた地区のこと。
農用地区域	農業振興地域において定められた農業振興地域整備計画の中で農用地として利用すべき土地として指定された区域のこと。
は行	
バリアフリー	建築用語で、しょうがいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除却をいう。 より広い意味としては、しょうがいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
パークアンドライド	市街地や観光地などへ向かう人が、駅や市街地・観光地周辺の駐車場までをマイカーで行き、駐車させた後、その先からは公共交通機関を利用して移動すること。
ビオトープ	ドイツ語のB i o（生物）とT o p e（場所）の合成語で、生物の生息空間のこと。
風致公園	都市計画法に規定される都市計画公園である特殊公園の一種で、主として風致（自然の風景等の趣、味わい）の享受の用に供することを目的とする公園で、樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定する。
風致地区	都市において良好な自然的景観を形成している土地について、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域として定められた地区のこと。
フロー型社会	大量生産・大量消費の社会、つまり資源や資産を消費し続ける社会のこと。 ストック型社会との対比に用いられる。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。 立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。
防火地域・準防火地域	都市計画法において、市街地における火災の危険を防除するため定められた地域のこと、指定地域における建築については、耐火・防火のための制限がある。
ポケットパーク	ベスト・ポケット・パークの略で、ベスト（チョッキ）のポケットほどの公園を意味する。 都心部のまちの中で整備される小公園を指すことが多い。
歩車分離	歩行者の安全性を確保するために、歩道と車道を明確に区分し

	ていること。
や行	
U・J・Iターン	大都市等の居住者が地方に移住・就業する動きの総称。 U ターンは自分の故郷に戻る形態、J ターンは生まれ故郷に近い地方都市に移住する形態、I ターンは出身地とは別の地方へ移住する形態をいう。
ユニバーサル・デザイン	年齢、能力、体力、しょうがいの有無等によって区別することなく、全ての人が安全で快適に普通の生活が送れるように製品や建築物、生活空間等をデザインすること。
容積率	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合のこと。都市計画で用途地域ごとに制限が定められている。
用途地域	住居、商業、工業等市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。用途地域は 13 種類あり、建築物の用途、形態、建ぺい率、容積率等を定めている。
余呉型民家	木之本・余呉・西浅井地域を中心として、湖北地方に特有の入母屋造（いりもやづくり）、草葺妻入（くさぶきつまいり）の農家型民家をいう。
ら行	
ランドマーク	元来の意味である灯台、鉄塔のような土地における目印になる建物の他に、国、地域を象徴するシンボリックなモニュメント、建物、空間なども意味する。
緑化推進重点地区	「長浜市みどりの基本計画」に基づいて選定される地区で、みどりの育成、緑化の推進に関わる施策を重点的に推進し、みどりのまちづくりにおける先導的な役割を担う地区のこと。
緑地保全地区	豊かな緑を将来に継承するために、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等、一定の行為の制限を行い保全するため指定された地区のこと。
歴史まちづくり法 （地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）	地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（歴史的風致）の維持及び向上を図るため、平成 20 年に施行された法律。 歴史的建造物等の急速な減少により、歴史的風致が失われつつある状況を踏まえ、これらを後世に継承するまちづくりの取組を国が支援するための法律として位置付けられている。

長浜市都市計画マスタープラン

平成 28 年 12 月改定版

(平成 30 年 10 月部分的改訂)

長浜市都市建設部都市計画課

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地

TEL : 0749-65-6562 FAX : 0749-65-6760

<http://www.city.nagahama.shiga.jp/>

(H29年4月からは<http://www.city.nagahama.lg.jp/>となります。)